

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年 12 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課（電話 011-211-2976）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

敬老優待乗車証広報業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 16 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス：広告」に登録されている者であること。
- (3) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 6 7 条第 1 項又は民事

- 再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない者であること。
 - (9) 札幌市交通局指定広告代理店に登録があること。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
なお、入札説明書等は以下の札幌市役所ホームページからダウンロードすることができる。
【URL】<http://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/ippan31.html>
- (2) 入札書の受領期限
令和2年1月10日(金) 9時30分(送付による場合は必着)
- (3) 開札の日時及び場所
令和2年1月10日(金) 11時00分
札幌市役所本庁舎4階担当局長会議室(中央区北1条西2丁目)

5 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して8営業日後までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を、取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
 - ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者とする。
 - イ 同額抽選
落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする
- (6) 詳細は入札説明書による。